

第百四十二回国
参議院農林水産委員会會議録第四号

平成十年三月十三日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十二日

北澤 俊美君

三月十三日

青木 幹雄君

井上 吉夫君

補欠選任
小山 峰男君

補欠選任
田村 公平君

補欠選任
芦尾 長司君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員
松谷 蒼一郎君

岩永 浩美君

真島 一男君

三浦 一水君

和田 洋子君

大瀧 絹子君

芦尾 長司君

浦田 勝君

大野つや子君

国井 正幸君

田村 公平君

長峯 基君

一井 淳治君

小山 峰男君

風間 昶君

統 訓弘君

谷本 鏡君

須藤美也子君

阿曾田 清君

石井 一二君

国務大臣

農林水産大臣 島村 宜伸君

政府委員

農林水産省食品流通局長 本田 浩次君

食糧庁長官 高木 勇樹君

林野庁長官 高橋 勲君

水産庁長官 高田 道夫君

事務局側
常任委員会専門員 鈴木 威男君

説明員
農林水産大臣官房審議官 竹中 美晴君

本日の會議に付した案件

○原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○真珠養殖事業法を廃止する法律案(内閣提出)
○農林水産に関する調査(インドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議の件)

○委員長(松谷蒼一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として小山峰男君が選任されました。

○委員長(松谷蒼一郎君) 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する

法律案及び真珠養殖事業法を廃止する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

両案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○一井淳治君 まず、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法に関して質問をさせていただきます。

御説明によりまして、「外国政府による」という言葉が入っております。これについては、どのような国のどのような政策の変化をお考えであるのか。それからもう一つ、通称HACCP法というものが別件の法律で上程されようとしているわけでありまして、それとの関係はどのようなことを考えたいのか。その点についてまず質問させていただきます。

○政府委員(高田道夫君) 水産食品につきましては、アメリカが昨年の十二月から、アメリカ内に輸入されるものも含めましてHACCPに基づいて製造を義務づけました。これにより、EUも同様にHACCPに基づいて製造を既に平成六年五月から義務づけを行っております。このように状況を踏まえまして、今回新たに外国政府による水産加工品の衛生規制の強化に対応するための資金措置を講ずることとしておりまして、今お尋ねの外国政府といたしましては、当然ながらアメリカのほかはEUなどを考えているところでございます。

一方、HACCPの導入支援に関しましては、別途、水産加工分野も含めまして、食品全般を対象といたしまして税制、融資等、総合的な支援方策を講じます食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案、今、先生HACCP法案と言われましたが、現在、国会に提出されておりますが、水産加工分野につきましてはアメリカが昨年

十二月からHACCPに基づきます製造を義務づけたという状況にかんがみまして、特に緊急に対応する必要があることから、他に先駆けまして今回、水産加工資金による支援措置を講ずることとしたということでございます。

いずれにいたしましても、先ほど先生が言われましたHACCP法案が成立した際におきましては、この水産加工分野につきましてもそちらの方に吸収されていくことになるかと考えております。

○一井淳治君 特にこの法案は、今御説明がありましたように、緊急の必要性があるということと先行されておるようでありまして、だとして、今お話ありましたEUとの関係ということが非常に懸念事項になっているわけでありまして、その他緊急に、適切にこの法案を実施されるように要望させていただきます。

次に、真珠養殖事業法の廃止法案の関係について質問をさせていただきます。

我が国の養殖真珠は、これまで外国においても高い評価を得ておるようにお聞きしております。それについてはいろんな先人の御努力があると思われ、これまでも、これまでの法による輸出検査が形状や色沢、真珠層の厚さなどに着目して区分をして格付をしたりして、一定の品質水準を確保するという効果を持っていたというふうに思っております。

本法の廃止によりまして、低品質の真珠が外国に輸出されるということが起こっては非常に心配でありますけれども、そういった点についてはどのように考えたいのか。あるいは、さらに進んで、真珠養殖の先進国であります我が国が国際的な品質水準を率先して設ける等のことはお考えになっておられないのか。その辺について質問させていただきます。

○政府委員(島田道夫君) 現行の真珠養殖事業法でございすが、これは真珠の国営検査と、それからこの検査結果を表示したものでなければ輸出してはいけないというふうになっておるものでございまして、輸出価格の可否を決定しているものではございせん。言うなれば、現在上級、下級というふうなランクづけしておりますけれども、下級に格付けされてもこの法律上は輸出することが出来るわけでございます。

しかしながら、輸出入取引法に基づきまして設立されております日本真珠輸出組合が、粗悪品の輸出禁止ということと輸出取引秩序の確立ということのために輸出入取引法に基づきます規約を定めておりまして、欧米等の主要二十五カ国に對しましてはこの上級に該当する品質の真珠でなければ輸出してはならないという旨の規制を別途しているところでございます。

この輸出真珠のカルテルでございすが、平成九年三月二十八日に閣議決定されました規制緩和推進計画がございまして、これを受けてまして平成十年度末までにこれが終了する予定となっております。そして、そういう意味では、すべての国に對しまして上級、下級を含めまして真珠は輸出することが可能となっているという状況にございまして。

一方、世界の真珠市場を見ますと、既に真珠養殖では後発国の中国が安価な淡水真珠を大量に世界市場に流通させておりまして、もう既に大きな市場が形成されております。従来、我が国といたしましては、上級の真珠しか輸出していなかったというところもございすが、このように大きなマーケットが形成されているというところを考えると、我が国といたしまして、この市場に積極的に対応していくことが業界としてもメリットがあるというふうな業界自身が考えているところでございます。

他方、そういたしますと、下級品と言っているかどうか分かりませんが、従来必ずしも上級品でなかったものが世界マーケットに輸出されるというところによりまして我が国の真珠の価値が低下するおそれもあるわけでございます。

業界におきましては、このようなメリット・デメリットを随分ここ数年議論した結果、業界全体といたしましては、先ほど言ったような方向に行くことが今後の真珠業界にとっていいことではないだろうかというふうなことで、全体の流れとしてはそのような方向に決めたというところでございまして。

ただ、従来、世界のマーケットにおきまして日本の真珠が維持してきました上級品の真珠の価値というのがございまして、これにつきましては、民間検査によりまして品質保証、これを従来の国営検査の上級よりももう少し細分化した形、それからできますならば、ロットごとではなくて区別ごとに言うなれば品質表示をしていくというふうなことにによりまして、上級品につきましては今までの価値を維持していくことが可能ではないだろうかというふうなことを考えておるところでございます。

また、二点目の真珠の国際的な品質基準についてでございますが、これにつきましては、業界におきまして、我が国が主導をとりまして、関係国、これはオーストラリアとか、アメリカとか、中国、香港、それからフランス、主たる国はすべて入っておりますが、そのような関係国から成ります世界真珠機構というのを既につくっております。日本が議長国となりまして、国際的な品質基準につきまして現在検討を行っているという状況にございまして。

○一井淳治君 法は廃止されるわけでありすが、けれども、今お話がありましたように、高級品についての品質の確保ということにつきましては引き続き問題意識をお持ちいただきまして、何か問題が起るようであれば対応していただきたいと思っております。

次に、大連恐縮でございますけれども、森林木材業に關してもちょっと質問させていただきますかと思ひます。

今、消費税の税率のアップを引き金といたしまして大変な不況になってくる。そして、住宅の建

築件数も極端に減つてまいりまして、それに伴つて木材価格が非常に低落するという中で、森林組合の経営状況、それからその下部になります木材関係業者が非常に厳しい状況にございまして。

率直な話でありますけれども、この間、ある中小の木材関係業者の事務所を訪ねたら、うちはもう倒産をするか、あるいは従業員給料を、これは余り表立ってはいないことかもしれないが、半分ぐらいに下げないかと本当にやっています。状況は非常に厳しいというふうな話が出ておりました。森林組合におきまして、全部とは言いませんけれども、非常に赤字がかさんでいるというふうな思いがあります。そういう実情については林野庁におかれましては十分把握されておるというふうな思ひでございますけれども、どのような情勢認識をお持ちでございましょうか。

そして、この対応でありますけれども、やはり山の緑を育て、そして国産材を製材し、国内で販売しているというこのルートは、ここ数年、林野庁におきまして非常に重視してこられた流れであります。これが今の一時的な不況によりまして非常に沈滞し、そして勢いをなくしてしまつていふような状況があるわけでありすが、けれども、単なる不況対策という以上に、やはり我が国の環境といひますか、緑を守るといふ観点からしても非常に大事なわけでありまして、どのようなお考えをお持ちなのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋顯君) 我が国の木材産業、そして林業は、昨年の後半以降、先生御指摘のように住宅着工戸数の落ち込み、これに伴ひまして木材需要が低迷しております。価格も一段と低くなつております。非常に厳しい状況と認識しております。

林野庁としましては、政府の経済対策に係る中小企業等に対する雇用調整助成金制度、それから信用保証制度、こういう制度がございまして、これに對して木材関係業者を指定するという対応をいたしております。

それから、運転資金の融資の円滑化、そういうものをやはり制度として業界の方に知ってもらふ。そういう意味で、都道府県とか木材関係の中央団体に相談窓口を設けまして、個々の企業に対する普及とか周知の徹底を図っているところでございまして。

それから、中長期的といひますが、そういう対策としましては、やはり個々の事業者による中小企業近代化促進法に基づく構造改善事業の実施、これによりまして大型化とか生産性の向上というふうなことを図つて、体質強化を図る。

それから、平成八年十二月に林野庁が策定しました林産加工体制整備基本方針というものがあつたんですが、これに基づいて地域における木材産業の構造改革の推進を図つております。

それから、やはり住宅着工の落ち込みということとで国産材の利用が低迷する、ここが一番の問題です。で、国産材をどういふふうな利用してもらへるか、この推進を図るということで、森林組合あるいは木材産業の活性化ということを考えております。

いろいろな施策を適時適切に組み合わせまして、木材産業あるいは森林組合、そして林業の振興を図つてまいりたいと思つております。

○一井淳治君 ただいま御説明がありました基本方針でありますけれども、これは構造改革ということを進められる御方針だといふふうな思ひますけれども、これは必ずしも進むようにまだ十分な浸透がなされていないんじゃないかと。平成八年につくられたわけでありすが、そろそろもう一遍現状の中で見直して、さらに前進を図らなくちゃいけないんじゃないかと。

林野庁の方々に聞きますと、外国では三千万立米ぐらゐの材木加工を扱っているようなことで、非常にコストが低いけれども、日本の場合はまだ百分の一です。三千立米ぐらゐのしか年間やらないといふ話。これではとても外国に太刀打ちできないという話も聞かせてもらつておりますけれども、そのあたりのことについて十分に業者の

そういうふうなことで今回の不況も克服しつつ、将来の林業振興、森林の整備というものにつながる問題として受けとめまして、対応をしていきたいと考えております。

農林水産省としましては直接、飲用乳価決定に関与することはできないわけでありますけれども、指定団体の広域化等による集送乳の合理化とか、あるいは合理的な余乳の処理を支援するなど、そういった各般の施策によりまして飲用乳価決定

けでございます。御所見を賜りたいと思います。

○説明員(竹中実晴君) 畜産経営に起因します水質の汚濁とかあるいは悪臭といった地域住民からの苦情でございますが、最近の傾向を見てもみますと、件数としては減少傾向で推移しております。

おります。九年度の安全な食品の提供についてさまざまなアンケートをされた、食品関係の流通加工業者千六百十人にアンケートをやって九七％の回収率ですけれども、その中で食品製造業について水産の食品部門の業者の企業マインドがどうか

われると思うんですけど、とりわけ景気や先行きについての分析を水産庁ではどう見ておられるのかというのが一点。

それからもう一つは、HACCPが導入されるわけでありまして、その導入の必要性の認識についてどういう分析ができるのか、教えていただきたいと思うんです。

○政府委員(黒田道夫君) まず、第一点の水産加工業が景気の先行きについてどのように見通しているかということですが、これは、これは一般的に言いますと、食料品といえます。これは景気に対してかなり安定しているという面もございまして、当然のことながら景気全体の流れの中で、水産加工品といえども価格の問題とかいろいろなものがございますけれども、楽観する要素はないわけがございます。そういう意味で、他の業種と同じように、景気の先行きにつきましてはかなり厳しいというふうな認識を持っているんだろうと思います。

それから、第二点目のHACCPの導入についてでございますけれども、これも今、先生が言われたのと同じかどうかはちょっとよくわかりませんが、やはり統計情報部がことしの二月に調査したのがございまして、これを見ますと、安全な食品の提供に關します調査というのをしております。その中で、水産食品製造業者の六五％がHACCPの導入に積極的な姿勢を示しているというデータがございます。

一般的に、近年、消費者の食品に対する品質・衛生管理の関心が高まっているということを考えますと、やはり零細な水産加工業者でございましてHACCPの導入につきましては積極的な姿勢をとる必要があるだろうというところでございまして、結果になったものというふうに考えております。

○風間健君 このデータ、安全な食品の提供という対象業者は水産食品加工業だけじゃなくていろんな人が含まれているわけですが、もう一つのデータで、これはきのう水産庁からいただいた

んですけど、水産加工業者二百九十八社にHACCPの導入意向をアンケートされたデータをいただきました。これを見ると、今、長官がおっしゃったように、六二・四％の企業がHACCPを導入、済みを含めて意向を示している。しかし、中身的には、大手は積極的対応けれども中小は消極的対応と、こういうことがまだ多くなるといふことも一つあります。これは去年七月に行った調査ですけれども、八年の一月にも同じ調査をしたときには三一％導入したいということだったので、伸びていることは間違いないので、導入の必要性の認識は高まっているということは私も否定しません。

問題は、さっき言ったように極めて零細企業の人が多いわけです。投資実績のある企業はほとんど五千万未満が主体でありまして、さらに今度このHACCPを導入するに当たって、やりたいんだけれども、なかなか極めて難しいことに金銭面でぶつかってくるだろうということが予測されるし、またいわゆる量販店やスーパーから、取引先から、おたくはそういうHACCP規制の装置を、装置というか、いろんなさまざまなあれができていないというのと取引停止ですよとかということだつて考えられるわけでありまして、そういうような状態になると、企業活動に非常に重大な支障を来すということが考えられるわけであつて、そういう部分に対しては、ただ単に金利面だけじゃなくて、どういふふうな水産庁として手を打っていくのかということが求められていると思うんですけれども、そこはどうですか。

○政府委員(黒田道夫君) 基本的には、やはり消費者の水産加工品に対する意識というものが品質・衛生管理の面で非常に高まっているというものがまず前提にございまして、やはりこれを踏まえた形で今後、零細な水産加工業者でございましてても対応していかざるを得ないというのが一つあると思います。また、この流れは日本だけではなくございまして、世界的な流れにもなっているというところもございまして、

それから、データのなことを少し申し上げますと、この法律に基づきます水産加工資金、従来から融資をしてきているわけでございますけれども、平成四年度から八年度までの五年間におきまして、実績を見てみますと、従業員規模でいいますと、百人以下の企業に対する融資実績が全体の七割を占めているというふうなことで、中小規模程度のものが本資金をほとんど利用しているというふうなそういう実態にもございまして、

それから、さらに今後どのようなことを考えているのかということですが、HACCP導入に当たりましていろいろ基準だとかマニュアルをつくらなければならないと思いますが、我が国が特に水産加工におきましては零細業者が非常に多いというふうなことを考えますと、そういう中小零細な加工業者が円滑に導入できるように基準なりマニュアルというものにつきましても配慮していく必要があるんじゃないかというふうなことで、今そういう面でも基準の中心になります大日本水産会でございますが、いろんな面から検討しているところでございます。

○風間健君 今回のこのHACCP導入の問題で、アメリカの法律にのっとった形で衛生管理基準を決めることになるんですけども、各国で具体的にHACCPの原則や手順にのっとった形で衛生管理基準がつくられる、各国の実情に応じて具体的にこれはつくられていくのかというふうに今思っているわけですが、そういう意味で、コーデックスの部会での検討状況を、見通しが、各国においてどういふふうな状況になっていくのかということをおわける範囲で教えていただきたいんです。

○政府委員(本田浩次君) コーデックス委員会におきましてHACCP方式の検討状況でございますけれども、まずHACCP方式の国際基準といたしまして、一九九三年にHACCP方式の国際基準といたしまして、一九九三年にコーデックス委員会から策定されたところでございまして、その後、各国から種々の意見が出されまして、こうした意見を踏まえて、昨年、一九九七年の六月に開催されま

したコーデックス委員会の第二十二回総会におきまして、定義の明確化などの改正がこのガイドラインにつきまして行われたところでございまして、このガイドラインにおきましては、HACCPを適用する場合の一般的な指針といたしまして、その手順でございまして原則が定められております。このガイドラインは各国に義務づけられていないものではございませんが、今後、各国はこのガイドラインの考え方を基本としてHACCPシステムに基づきます品質管理を進めていくものと考えております。

各国におきましてHACCPの導入状況でございますけれども、EUにおきましては一九九三年から導入するための指令が発せられております。それから、米国におきましては、水産物につきましては一九九七年、昨年の十二月から、さらに食肉につきましてはことしの一月から、施設の規模に応じて段階的に導入するという方針が定められているところでございます。

○風間健君 水産のことだけであれなんです、要するに現行のアメリカ型と言った方がいいのか、あるいはもうちょっときつい海の上からのHACCP規制を入れるEU型と、日本はそれのやり方と同じに本場に初めから終りまでできるかというところは難しいと思うんですけど、そうすると、やっぱり各国横並びの統一なガイドラインということが当然可能になってくると思うんです。

そういう場合に、輸出入関連の加工業者に関しては、大手がメーンになると思うんですけども、極めてハードルの高い設定をして、世界じゅうに通用するようないわゆる日本型のHACCP方式ということも検討しなければならぬと思っております。そういうことも、そこはどうでしょうか。

○政府委員(黒田道夫君) まず、二つ問題があると思っております。一つは、水産加工品でアメリカに輸出しないしEUに輸出するという場合には、やっぱりそれぞれの国の基準に該当する、HACCPに該当するものでございまして輸出できないわけでございますから、今、先生言われま

したように、これは水準の高いというのは当然あると思いますが、いずれにしてもそのような施設をつくらざるを得ないという状況にあるわけでございます。

他方、輸出しないで、日本国内でもって、それぞれの種類ごとどのような基準をつくり施設を整備していくかという問題につきましては、これは今後その水産加工品につきましては、現在、大日本水産会を中心としたしましてどのような基準をつくっていくかということにつきまして検討しているところでございます。

当然ながら、先ほど申しましたように、零細業者も多いという話もございますし、また水産加工品でございますと非常に日本古来の伝統的な食品なんかもあるわけでございます。例えば、天日干しでありますとか、塩辛でございますとか、いろいろあるわけでございますので、そういうものに応じてどのようなHACCPというんでしようか、基準をつくっていくかという問題もございまして、そういうことにつきまして現在検討しているという段階でございます。

○風間純君 実際には、各加工品目の一工程ごとにおのおの何種類かの安全衛生管理手法があるわけですね。全工程を見てもかなりの管理方式があるというふうに考えられるわけでありまして、けれども、そうすると、同じ加工品をつくる会社であっても、例えば工場によって管理手法は異なる。しかし、どつちも衛生管理上の問題は生じないという事態も起こり得るわけですから、そういう意味では、だから北海道のA社とB社、同じたからならたらこれを加工していくのによつぱりある程度ガイドラインみたいなものをつくるべきだと思ふんですけれども、それは検討されていると思ふんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(農田道夫君) まさしく、その食品の種類ごとにHACCPをつくっていくということ、今、先生がおっしゃったようなことであろうと思つています。そういう一つの客観的な基準、マニュアルをつくりましてそれに生かしていく。

そういうことによりまして、それぞれの加工食品、加工品の品質の安全を図っていくということになつておられます。

○風間純君 これは水産加工品だけじゃなくて全体の話になつてきますから、そのときにまた議論したいと思ひます。

次に、今回の貸し付けについて、農林漁業金融公庫を通じて事業費の八〇％が限度額と、事業費そのものには天井がない、だから貸し付けも天井がないと。さっきも話が出ましたように、水産加工業者は極めて零細業者が多いと。

例えば、事業費一億円で工場を改修しようとしても、二千万円は自己資金として用意する必要があります。この自己資金すら負担感があるために用意できない。つまり、新たなHACCPに向けての設備投資に踏み切れないでいるということとは当然出てくる。しかし、そういうのはもうしょうがないんですよというふうにしちゃうのか、いや、もう何とか今まで水産加工経営改善資金の方で一生懸命そうしようと思つていらっしゃるけれども、さらに今度はハードルが高いというふうな状態になるんじゃないかと思ふんですけれども、その辺はどういうふうに分析しているかということ。

あとは、国金と中小企業金融公庫もそれぞれに貸すというんだけれども、これは同じ一つの事業に際して重複で借りることができるのか。

それからもう一点、償還期限や据置期間などはこの三公庫横並びで決めたものというふうに理解しているのか。この三つを教えてもらいたいんです。

○政府委員(農田道夫君) まず、前段でございましてけれども、要は、消費者のそういう品質に対する要求に応じまして水産加工業者がHACCP制度を導入していくということになりますから、そのために今回新たにこの法律によりましてHACCP対応の資金を用意する、特に公庫資金の方を用意するというものになつていくわけでございます。そういう意味で、先ほど答弁いたしましたよ

うに、大体今までの加工資金の融資実績からいいますと、その七割が中小の企業であるということから見ますと、今回のHACCPにつきましてもこの資金を使うことによりまして相当程度対応されていくのではないだろうかというふうな考えられております。

それから、公庫資金と他の資金とが両方借りられるかということでございますが、本件につきましては、三つの金融機関から借りる方がどれを選ばれてもいいという意味でございまして、同じものについてそれぞれ重複して借りるということにはなつておりません。条件につきましては三公庫とも同じになつております。

○風間純君 それでは、真珠養殖業の現状について、先ほど同僚議員からも質問がありましたので、問題は養殖事業全般に言えると思うんですけれども、おとしですか、アコヤガイの生産日本一の愛媛県で大量へい死があつて百八十億円を超える被害が出ている問題で、翌年、対策費として水産庁に六千万円のアコヤガイ育成促進事業費をつけていただいたわけでありまして、これは愛媛県に限ったことではなくて、愛媛県からアコヤガイの母貝を仕入れて三重県とか、あるいは熊本とか長崎、大分、鹿児島でも同様の被害が出ていくわけでありまして、いずれにしてもまだ現在調査中ということであつて結論が出ていないように私は思ふわけですね。

問題は、今後、一方では環境を保全しながらもう一方では養殖業を振興させるといふ、いわば相矛盾したかじ取りを水産庁はとらなければならぬ。そういうことから、それに対する具体的な政策は後の問題として、基本的な考え方を、両方から取りの問題の決意を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(農田道夫君) 今、先生言われましたように、真珠だけではございませんで、養殖業全般について一般的に漁場環境は悪化してきているという状況がございします。他方、その中でもつて養殖業者の生産性を高めるとか経営の安定を図つて

ていかなきやならないというそちらの方の問題もあるわけでございます。

そういう状況がいろいろございしますが、いずれにいたしましても養殖業全般といたしまして、養殖業はもう既に漁業生産量の二割も占めておりますし、それから特に沿岸でいきましたと四割を占めていて非常にウエートが高くなつておるものでございしますから、この養殖業の維持発展という観点から一番必要なのは漁場環境を維持していくということが一番大事だろうと思つております。

そういう意味で、漁場環境を汚さないような養殖業を今後どのように進めていくかということがこれから我々として進めていく一番考えなきゃならないこととございまして、そのための仕組みはどうあるべきか。場合によっては法制度みたいなものがあつていかうかということもあるかと思ひますが、そういう全般的なことを含めまして、現在網羅的な観点から検討を進めている段階でございます。

○風間純君 終わります。

○大淵純子君 漁業の動向に関する年次報告の中で、HACCPについて危害分析重要管理点方式というところで説明がなされております。「原料から最終製品に至るまでの各工程において、予想される危害をあらかじめ分析し、これを軽減又は除去させることで衛生・品質管理を行う方式である」と。従来は食品の安全性や品質の確認は最終段階で行つたり、製品の抜き打ち検査等で行われてきたことは大きく異なる。EUでは既に食品全体の基準としてこのHACCPが用いられているが、このたびアメリカにおいて、先ほど答弁にもありましたが、九七年十二月から水産物について適用されると。

これに対応した形で今回の法改正を行うということでも認識をしておりますけれども、先ほど長官からもお話がありましたけれども、日本における伝統的な加工方法、くさやであるとか塩辛とか、あるいは日干し、一夜干し、煮干し、かつおぶし等々、日本古来の食文化として守られてきたもの

との整合性というようなことも考慮した中でこのHACCPに対する対応をしなければならぬというふうに思いますが、そのことを十分考慮していただきたいということがまず第一点でございます。

それから、今回、施設改善の資金の融資枠拡大のためにこの法律の改正が行われるわけですが、HACCPの施設改善のためには一年間に限ってということを決められたということですが、これも、これはどうしてなのかということからお聞きをしたいと思っております。

○政府委員(農田道夫君) まず、第一点目のHACCPの導入に当たりまして、水産加工業界は零細業者が多いということでものを考えるに、先生おっしゃる通りに、確かに零細加工業者が多いわけではございますが、またこのHACCPの導入につきましてはこういう業者にとりましてはなじみの薄いところはあると思っております。また、言われまして、伝統的な加工食品につきましてどのような形でこれを導入していくかといういろいろな難しい問題もございまして、

そういうことも踏まえまして、基本的にはHACCPの導入マニュアルを中小零細な加工業者が円滑に導入できるようにしていく必要があるのではないかと考えておりました。この導入マニュアルにつきましては平成七年から大日本水産会がいろいろ検討してきていますところでございます。例えば、冷凍すり身でございますとか冷凍の二枚貝のむき身でございますとか、そのようなものにつきましては既にマニュアルも作成してきておりますし、また十年年度予算でも新たな予算をとってございまして、これによりまして、引き続き零細加工業者が導入できるようにマニュアルの作成につきまして、よりきめ細かな対応を図っていきないうふうに考えております。

それから二点目の、なぜ一年かということでございます。

これにつきましては、先生も先ほどちょっと触れましたように、アメリカが昨年の十二月から輸入品も含めましてHACCPによる製造を義務づける。言うなればHACCPによるものでなければ輸入しないというふうになったわけでございます。その中で、アメリカに輸出する企業にとりましてはこれに該当する施設を導入せざるを得ないということでございます。そういう意味で、緊急にこの対応をする必要があるというために、今回この法律に基づきまして、その施設改良に必要な資金につきまして融資できるようにすることでございます。

ただ、一方、HACCP導入支援法と申すのですが、正式には食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案が別途、今国会に提出されておりますので、この法律が成立された場合には、この法律に基づきまして融資を受けることが可能となるものでございます。先行する水産加工資金による対応は一年間の措置があれば十分ではないだろうかかと判断いたしました。一年間としたところでございます。

○大洲綱子君 特別融資措置だということに思うわけですが、前年度の予算が百八十億円と来年度、平成十年度の予算が百八十億円と同額になっているわけですが、本来新しい事業を導入する場合に増額をされていくというふうに認識するわけですが、ここらの金の問題と、それから水産加工経営改善促進資金との絡みなんですから、これは使い勝手がどう違うのかということと、これを教えていただきたいと思っております。

○政府委員(農田道夫君) 確かに、先生言われましたように、九年と十年の予算は同じ百八十億円でございます。これは一つは枠と実績との関係がございまして、例えば、八年度までの実績しかこれは出ていないわけでございますけれども、八年度まででございますと百億円の融資実績となっておりまして、過去をとりまして大体百二十億とか百億とかそんな段階にもなっておりますので、大体百八十億の融資枠をとるならばこのHACCPの導入に対する対応につきましても十分可能ではなからうかということでもって、とりあえず前年と同額というふうにしていただこうところでございます。

それから、第二点目の施設資金と経営改善資金との関係ということでございまして、この施設資金の方は当然ながら施設改良のための資金でございますので、長期低利の金でございます。片や、経営改善資金の方は短期の運転資金というのでございましょうか、そういうことでございまして、前者の方はこの法律に基づきまして公庫資金でございますし、片一方の経営改善資金の方は系統資金を使っているということで、その性格は違ふものでございます。

ただ、いずれにいたしましても、この両者を有機的に、一体的に使うことによりまして、このHACCP導入でございまして、水産加工業の円滑な運用というふうなことにございまして従来と申すわけでございまして、今後ともそのように運用を図っていきなうと考えております。

○大洲綱子君 今回の改正によつて、一年限り適用がされる都道府県の範囲が拡大をされるというふうになっているわけですが、三十二都道府県から全都道府県に拡大をされて一年間の適用、その一年間の適用が終わった後は、その拡大された部分の十六都道府県ですが、ここについてはまた適用にならないということだそうですが、非常におかしなことだというふうに思うわけですが、どうして全都道府県の水産加工業者に適用するということ改善しなかったのか、そこをお聞かせください。

○政府委員(農田道夫君) 本来、この水産加工資金法でございまして、表題にもございまして、原材料の事情の変化とか貿易事情の変化とか、そういうことに応じまして、それぞれ一番影響の多い都道府県を指定して融資をしてきたということですが、今、先生言われましたように、県の指定等があるわけではございません。

ただ、このHACCP導入にしましてはその

ようなことではないわけではございません。言うなれば、全国的にこれをやらなきゃいけない話でございますので、これにつきましては都道府県の指定とかそういうものを外しまして、全国でもって資金が必要な場合には、この法律に基づきまして資金の融資ができるというふうになっていただこうところでございます。

ただ、先ほど来答弁しましたように、一年間たつた場合、これは別途用意されておりますHACCP導入支援法と仮に呼んでおきますけれども、そちらの方でもってすべて金融措置が同じような形でできることになっておりますので、そちらの方に移行するわけではございません。そういったと、そちらの方にはそういうような地域指定という概念はございませんから、まさしく今回行っております措置と同様の措置が今後ともとられるというふうに理解しております。

○大洲綱子君 次に、真珠養殖事業法の廃止の問題についてお尋ねをしたいと思いますと思っております。

まず、農林水産大臣にお聞きをしたいと思っております。真珠業界というのはかつては外貨を稼ぐ日本の大変重要な産業として位置づけられてきております。私は、真珠という日本というイメージが、日本人だからわくわくすると思っております。そういうイメージが広がっていると思っております。そういう観点から、日本を売り込んでいく重要な産業だというふうに思うわけですから、これに取り組み大臣の姿勢をまずお伺いいたします。

○國務大臣(島村宜伸君) お答え申し上げます。アコヤガイ養殖真珠は日本独自の技術として世界市場においても高い評価を受けてまいりました。しかしながら、最近、南洋真珠や中国淡水真珠との市場における競争、また一方で、アコヤガイの大量への死問題など厳しい状況にあることも認識をいたしているところでございます。

このような状況の中で、国際競争力のある品質の高い真珠の生産とその生産性を向上していくこ

とが今後の真珠生産にとって何よりも必要である、こう考えております。業界といたしましては、このような方向で努力していると聞いてはおりますが、農林水産省といたしまして、我が国の大事な歴史を持つ真珠の養殖でありますから、このような動きを積極的に支援していきたい、こう考えております。

○大洲綱子君 この法律の廃止に当たって、当然関係する漁連の皆さんとの話し合いというのはなされてきたというふうに思うわけでございますけれども、私も関連漁連に連絡をとりましてお聞きをしましたところ、臨調のときからなくしたかどうかという動きがあったが、困るということではなかった、しかし今回その規制緩和の中でやむを得ないということであるならば事後の対策をしっかりとやってもらわなければ困る、検査の体制は一体どうなっていくのか、あるいは生産の割合、調整は一体どこでやるのか、そういうような問題がまだ全く話し合われていないし、結果も出ていないというふうなことをお聞きいたしました。

中身がゼロでは困るんだということで、廃止をされた後の対策についてどのように行のかいことをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(島田道夫君) 確かに、業界の意向といたしましては、最終的にはもう今と成りましては法律による規制措置というよりも、業界みずからの努力によりまして品質の高い真珠を生産していく、それによりまして真珠業界の生産性の向上でありますとか経営の安定を図っていくという流れになつていくわけでございます。

ただ、一方、今、先生言われましたように、例えば廃止後の民間検査への移行に当たりましては国の指導、支援が求められております。また、養殖現場におきまして密殖改善などにつきましても国の指導が要望されているところがございます。このような動きに対しては水産庁といたしまして、適切な指導でございますとか支援をしていきたいというふうに考えております。

○大洲綱子君 先ほどの食品加工のところでもお聞きしたかったわけですが、養殖貝の大量死の問題も絡めまして、その後の残渣の処理等々、環境面から配慮が必要だということに思っているわけでございます。廃棄物処理の適正指導を強化する必要があるというふうに思いますけれども、お答えをお願いします。

○政府委員(島田道夫君) 確かに、昨年、一昨年とアコヤガイの大量への死の問題もございまして、これが真珠業界にとりましては大変な問題になつております。また、アコヤガイの大量への死した後の廃棄物の処理が適切に行われません、と言ふなれば漁村環境に重大な影響を与えるということにもなるわけでございます。

そういうことで、沿岸漁業構造改善事業というのがございまして、我々は沿構と言つておりますが、その沿構事業の一環といたしまして廃棄物処理施設を補助の対象としております。また、例えばの話でございまして、平成八年度におきましては、大量への死いたしました愛媛県におきまして、真珠母貝養殖及び真珠養殖の過程におきまして、死貝でございまして、貝掃除で生じます付着物など、廃棄物の適正な処理を行いますために、これは焼却施設でございまして、それにつきましても整備しているところでございます。

いすれにいたしまして、予算を利用いたしまして、こういうような廃棄物処理が適切に行われるように、水産庁としても必要な支援を行つていきたいというふうに考えております。

○大洲綱子君 ありがとうございます。終わります。

○須藤美也子君 真珠養殖事業法の廃止についてお尋ねをいたします。ただいまお話もありましたが、二年前からアコヤガイの大量への死が全国に広がっております。この資料を見ますと、最高にへい死率がふえてくるのが佐賀県、大分県、熊本県、三重県であります。九日、十日に開かれた原因究明の研究担当者会議では、その原因は感染症であるということ

確認されましたけれども、アコヤガイのへい死を防ぐための予防をどう考えているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(島田道夫君) 確かに、真珠業界にとりまして一番大きな問題といたしましては、昨年、一昨年のアコヤガイの大量への死の問題でございまして、このアコヤガイの大量への死の原因につきましましては、水産庁の研究が関係県、今言われましては、愛媛県でありますとか三重でございますが、そういうところの関係県の水産試験場の協力を得まして調査研究を進めてきたところでございます。

現在までのところ感染症であるということが確認されておりますが、その病原体は、例えば海外でカキ、アサリなど二枚貝に病害を及ぼすことが知られております寄生性の微生物、これは原虫類と言つておりますが、ないしは未知のウイルスではないかというふうに考えておりまして、さらにその調査研究を今継続しているところでございます。

原因が寄生性の微生物、まあ原虫類ですね、もしくはウイルスによる感染症であるということが考えられますことから、貝の健全な生育及び病原体の拡散防止が重要でございまして、過密養殖の改善でありますとか、貝の移動の抑制などの実施につきましまして業界とも協議しているところでございます。

なお、今後さらに原因究明が進みますれば、一層効果的な対策を講じることが可能になるというふうに考えております。

○須藤美也子君 原因不明のへい死で養殖業者、関係者は非常に今苦しんでおります。愛媛県では最近この養殖業者が自殺をする、こういう悲劇も生まれております。そういう中で、今、養殖業者の存亡の危機にあるときに、こういう国の法律を廃止するのでなくて生かすのが、私はこういう苦勞をして養殖をやっている養殖業者や漁民の今後の生活を支えるものになる、こういうふうに考えます。

の養殖事業者に対する助成」についてですけれども、母貝生産者が、今言いましたように非常に大変な状況にあるときにこの助成制度をなくしてしまふ。現在、利用が少ないからこれは要らないんだ、こういう説明でありましたけれども、この六条の条項は生産奨励のために設けられたものであると思ひます。

助成、援助こそ今後重要になってくると思ひますが、これは大臣、どうなんでしょうか、こういう時期に助成を削るということは、養殖漁民やこういう人たちの生活を削るということになると思ひますが、その点どうでしょうか。

○国務大臣(島村宜伸君) 真珠養殖事業法第六条に基づく助成は、天然母貝の供給不足の解消を目的として昭和二十七年に実施されたことがありますが、その後、母貝の供給がむしろ過剰に推移しているためにそれ以降実施されていないのが実情であります。

今後、同法が廃止された後におきましても、同法に規定されているような種苗生産施設や養殖施設の整備については、沿岸漁業構造改善事業の対象となり得るかと考えておるところであります。

○須藤美也子君 それでは、真珠に対する振興策についてどのような事業があるのか。例えば高品質アコヤガイ育成促進事業、養殖経営合理化技術改善事業、この予算なんですかけれども、平成九年度と平成十年度とを比べてどういう予算になっているのでしょうか。

○政府委員(島田道夫君) まず、先ほどの件は大臣が答弁したとおりでございます。

今、先生言われました、例えば高品質アコヤガイ育成促進事業、この予算でございまして、昨年度が六千九百五十万に、今、五千四百九十万、それが養殖新技術を開発いたします養殖経営合理化技術改善事業というのがございまして、けれども、これが昨年度が二千九百五十万に、来年度が千八百八十五万というふうに若干下がっておりますが、これは全体といたしまして予算が厳しい中で必要な額は一応用意した、確

グ寄生虫駆除用の水産用医薬品、これはマリンスワームという商品名になっておりますけれども、これが製造承認されたところでございまして、現在、水産庁、都道府県及び業界団体一丸となりまして、トラフグに対しましてホルマリン使用が全面的になくなるよう、例えば漁協の決議によりまして不使用を決めるというような漁業権行使規則等の既存の制度などもあるわけでございまして、そういうような既存の制度を活用いたしましてホルマリンを使用しないようにと、その徹底を今図っているところでございます。

いずれにいたしましても、早期にホルマリンの全面不使用が達成されるように水産庁といたしましても努力していきたいというふうに考えております。

○阿曾田清君 ホルマリンの利用についての使用禁止通達が出されておるんですから、それを徹底していただかないと何も意味をなさないわけでありまして、さらなる御努力をお願いしたいというふうに思います。

熊本県の真珠養殖業は全国で第四番目でありまして、先ほど申し上げましたような大きな落ち込みによりまして、平成八年に千二百人の雇用者がおったのが今八百人になって、三分の二に減りました。そして、それぞれの業者、二十七社ありますけれども、非常に零細業者であります。したがって、経営危機に瀕しておるというのが現実でございまして、これを打開するために資金的な手当てというものがこの急場をしのぐために必要だと思っておりますので、長期低利の融資、あるいは今借りていることについての金利の減免なり、そういう資金的な救済対策はできないものかというのが一点であります。

と同時に、先ほど申し上げましたように、雇用も減ってきておりまして、雇用救済のために雇用調整助成金制度の適用もこの際、加工業者に適用できないのかどうか、その点をお尋ねとお願いをいたしたいと思います。

○政府委員(鳥田道夫君) 確かに、昨年、一昨年

来のアコヤガイの大量への死の問題、これは熊本県を初めといたしまして養殖産地にとりましては大変な問題となっております。そういう意味で、非常に経営的に困難な事業者も生じてきておりますので、このような事業者の経営の安定のために、例えば近代化資金など各種制度につきまして、その円滑な融通につきまして関係金融機関でございましてとか関係県を指導いたしまして、例えば期間の延長なども指導してきたところでございます。それから、二番目の、先生言われました雇用調整の方の資金でございまして、これにつきましては現在、政府部内において検討しているところでございます。

○阿曾田清君 まさに緊急事態に陥っておるわけで、その原因究明も公的機関でなされているけれどもまだ明らかにされていないという状況でありますから、この猶予期間といいますが、解明真つただ中でありまして、取り組む姿勢が漁業者の方々にとってはどうか取り組んでいただかないか、わからない状態でありまして、この間だけでも緊急的措置として資金的な手当てを考えてやることとが私は養殖業者の方々が生き延びていく道だろうというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

と同時に、先ほど雇用調整の方、今取り組んでおるといふことでございまして、ぜひ適用になるようにお願いをいたしたいと思っております。

もう時間もありませんので、たった一問だけ質問させていただきます。

先ほど質問があった中で、今回のこの廃止をすることによって国の検査がなくなる、しかし輸出していくものについては関係国と一緒に検査を機構をつくって基準統一を図って検査をしていくというふうなことであります。ですから、まだ輸入物については統一されたものが出てくると思いますが、現状は国内で消費されているウェートがもう六割から七割近くあるわけでありまして、その部分については、やはりこれからはちゃんと国内向けの基準というものは保証つきのもの

を出していくことが秩序が守られるんじゃないかなというふうに思っております。国内の流通が非常に高くなってきた中だけに、そこでの商品として仕分けをし、消費に乘らないものはもう全部捨てるというふうな形で基準づくり、品質の基準というものを国内向けも明らかにすべきじゃないかと、私はそのように思っております。○政府委員(鳥田道夫君) 従来の国営検査におきましては、これは専ら輸出真珠だけを対象として検査をしてきたということでございまして、これが今回、民間に移行したといたしまして、やはり対象は輸出するものを対象にその品質の保証をしていく、声価を維持していくということでございまして、今、先生言われましたように、国内に流通するものについてはどうかという問題が確かにあるわけでございます。

消費者保護という観点から、国内に流通する真珠に關しまして検査を実施するというところにつきまして民間において検討が進められているところでございます。ただ、これは検査というよりも品質検定の色彩を持っておりまして、例えば巻きの厚さでございましてか色でありますとか形でありますとかつやとか、そういうものを表示していくというところで、多分、流通業者があらかじめこのような品質検定を受けたものを販売していくことによりまして消費者の信頼を得ていくというふうなことになるというのだからと考えております。

○阿曾田清君 終わります。

○委員長(松谷善一郎君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案について討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決を行います。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松谷善一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、和田君から発言を求められておりますので、これを許します。和田君。

○和田洋子君 私は、ただいま可決されました原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民友連、公明、社会民主党、護国連合、日本共産党、自由党の各派及び各派に属しない議員石井一二君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

水産加工工業を取り巻く状況は、国際的な水産資源の保全及び管理の強化による原材料の供給事情の悪化に加え、加工品の輸入も引き続き増加する傾向にある。さらに、米国におけるHACCP方式の導入等、水産加工品の安全性確保のための衛生規制の強化により、我が国の水産加工品貿易に著しい影響を及ぼすことが懸念されていく。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 本融資制度については、今後とも漁業生産及び加工利用の実情等に即し、貸付対象魚種及び地域を見直す等、制度運用の改善に努めること。

二 我が国の水産加工業は、中小・零細企業が大部分を占めることから、組織化・共同化を推進し、経営基盤の強化に努めること。

三 食品の安全性志向の高まりに対応するため、我が国水産加工業の実情に配慮しつつ、新たな衛生管理手法である HACCP 方式の円滑な導入を図ること。

四 水産資源の保全及び管理の強化により、水産加工原材料の安定的確保にも資するよう、漁獲可能量制度の適切な運用を図ること。

五 水産資源の有効利用を促進するとともに、消費者ニーズに的確に対応するため、水産加工技術の高度化を推進すること。

六 環境問題への関心が高まる中で、水産加工廃棄物の再生利用の促進を図るとともに、環境への負荷を軽減するための技術開発を推進すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(松谷重一郎君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松谷重一郎君) 全会一致と認めます。

よって、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、島村農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。島村農林水産大臣。

○国務大臣(島村宣伸君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(松谷重一郎君) 次に、真珠養殖事業法を廃止する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

います。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表して、真珠養殖事業法を廃止する法律案に対する反対討論を行います。

本法案は、真珠養殖事業法が施行後四十六年たつて、その当初の目的は達せられ、さらに規制緩和の一環として同法を廃止するというものである。

しかし、今、真珠養殖業は未曾有の危機に直面しています。一昨年夏から際立ったアコヤガイの大量への死が続き、しかもその原因が十分解明されていない事態になっています。母貝生産も真珠生産も存亡の際に立っていると云つても過言ではありません。

このようになると、同法の廃止はより慎重にあるべきであり、むしろその条項を積極的に生かすことが求められていると考えます。施設数量の目標の公表制度は生産調整のために一定の役割を果たしているものであつて、生産が不安定化している今こそ、過密養殖や養殖環境の悪化を防ぐ積極的な役割を果たすべきです。関係各界の識者から成る真珠養殖事業審議会も廃止ではなく、真珠養殖の重要事項を含め調査審議をより充実させることが大切です。

また、真珠貝の養殖事業者に対する法的な助成も、もしこのまま重大な危機的事態が続くならば、むしろその条項は残して、必要な場合は発動する余地を保障しておくべきです。

さらに、国営検査の全面的廃止も、このような困難なときこそ、日本の真珠に対する内外の信頼を維持するために再検討が必要であります。

以上、本法案に反対する討論といたします。

○委員長(松谷重一郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

真珠養殖事業法を廃止する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松谷重一郎君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、和田君から発言を求められておりますので、これを許します。和田君。

○和田洋子君 私は、ただいま可決されました真珠養殖事業法を廃止する法律案に対し、自由民主党、民友連、公明、社会民主党、護国連合、自由党の各派及び各派に属しない議員石井一二君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

真珠養殖事業法を廃止する法律案に対する附帯決議(案)

真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業は、戦前から現在に至る我が国経済の向上と輸出の振興に大きく貢献し、真珠養殖事業法は、国営検査等を通じて国産真珠の輸出の振興に重要な役割を果たしてきた。

よって政府は、本法を廃止するに当たり、今後の真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業の一層の発展に資するよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一 廃止される国営検査に代わり、民間による検査を行うに当たっては、真珠の品質が確保されるよう、十分な指導を行うこと。

二 真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業については、現在の真珠をめぐる厳しい状況にかんがみ、安定した経営が維持できるよう、必要な支援措置を講ずること。

三 一昨年来に各地で発生したアコヤ貝のへの死事件については、今後の対応策の確立に向けた研究調査を推進するとともに、漁場環境の保全対策に万全を期すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松谷重一郎君) 全会一致と認めます。

よって、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、島村農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。島村農林水産大臣。

○国務大臣(島村宣伸君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(松谷重一郎君) なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松谷重一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松谷重一郎君) 次に、農林水産に関する調査を議題といたします。

和田君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。和田君。

○和田洋子君 私は、自由民主党、民友連、公明、社会民主党・護国連合、日本共産党、自由党の各派及び各派に属しない議員石井一二君の共同提案によるインドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

インドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議(案)

本委員会は、去る第三百三十八回国会閉会後の委員会において「食糧・農業援助の拡充に関する決議」を行ったところである。

最近、インドネシアにおいては、エルニーニョ現象に起因する干ばつ、経済困難から生じた通貨危機によるコメ輸入の途絶等により深刻な食糧不足状態が発生し、我が国にコメの援助を要請してきているところである。

よって政府は、人道的見地及び同国経済の重要性を考慮し、コメの食糧支援を早期に具体化すべきである。

また、その際、在庫米を有効に活用すべきとの前記の本委員会決議の趣旨を尊重すべきである。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(松谷蒼一郎君) ただいま和田君から提出されました決議案について採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松谷蒼一郎君) 全会一致と認めます。

よって、和田君提出の決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、島村農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。島村農林水産大臣。

○国務大臣(島村宜伸君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を踏まえ、関係省庁との連携を図りつつ、十分努力してまいる所存でございます。

○委員長(松谷蒼一郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

平成十年三月三十一日印刷

平成十年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局